

## 渇水による水位低下への対応方針について

### 1. 趣旨

R5 渇水対策本部の設置は、マスコミの反響も大きく、県民や下流府県民に琵琶湖の水の大切さを改めてご理解いただくよい契機となった。

一方、「渇水対策本部」という名称は、直ぐにも取水制限されるのではといった不安につながる等の課題もあったため、

- ①琵琶湖水位の各段階での対応を見直し、
- ②対応に応じた適切な体制や名称に変更するとともに、
- ③各段階の深刻度を分かりやすく伝えられる「渇水対応タイムライン」を策定・公表、することとしたい。

### 2. 現行の課題と対応方針

○-75cm のときの対応(現状:渇水対策本部)

- ・庁舎内での節水、市町庁舎内での節水依頼
- ・県内や下流府県に「水を大切に」と呼びかけ
- ・国に要望(早期の節水取組、効率的な利水運用、など)
- ・水資源機構に要望(航路機能の確保、湖辺環境の影響把握)



「渇水対策」ではなく  
「水位低下への警戒」  
→②名称変更

○-90cm のときの対応 (現状:異常渇水対策本部)

・取水制限の実施



「対策」に着手⇒「渇水対策本部」としたい…①

### 3. 現行と変更(案)との比較

琵琶湖水位	現行	変更(案)
-50cm	影響調査開始(事務局)	影響調査開始(事務局)
-55cm	担当者会議	担当者による情報共有開始
-65cm	水位低下連絡調整会議 (議長:土木交通部長) (委員:課長級) 備考:全庁一斉影響調査開始	水位低下連絡調整会議 (議長:土木交通部長) (委員:課長級) 備考:-
-75cm	渇水対策本部 (本部長:副知事) (本部員:部長級) (専門部員:課長級) 備考:-	水位低下警戒本部 (本部長:副知事) (本部員:次長級) (幹事:課長級) 備考:全庁一斉影響調査開始
-90cm (取水制限)	異常渇水対策本部 (本部長:知事) (本部員:部長級) (専門部員:課長級) 備考:当初から部会あり	渇水対策本部 (本部長:知事) (本部員:部長級) (幹事:課長級) 備考:部会は必要に応じて設置

③タイムラインの策定・公表

※従前は庁議決定等を根拠としていたが、滋賀県災害対策本部等と並びを取り、今般、それぞれの設置要綱を整備する。

# 渇水による水位低下への対応方針

H 4.9. 29 庁議決定

## 1 瀬田川洗堰操作規則制定前（平成 3 年度以前）

警戒水位（- 30 cm）および危険水位（- 50 cm）を目安とし、状況に応じて渇水対策本部を設置してきた。

## 2 瀬田川洗堰操作規則制定後（平成 4 年以降）

### （1）水位低下連絡調整会議の開催

- 65 cm に達し、なお水位が低下するおそれのある時は、「水位低下連絡調整会議」を開催し、水位低下による諸影響の状況調査を開始し、情報収集に努める。

### （2）渇水対策本部の設置

- 75 cm に達し、なお水位が低下するおそれのある時は、「渇水対策本部」を設置し、上記（1）の調査を引き続き実施すると共に、更に綿密な情報収集に努め、

- ・国、水資源開発公団へ早急な対応を求めるべき事項
  - ・県、市町村等で何らかの対応が必要となる事項
- 等を取りまとめ、迅速かつ機動的な活動を展開する。

## 滋賀県水位低下連絡調整会議設置要綱（案）

（趣旨）

第1条 琵琶湖水位の低下について、総合的かつ一元的に連絡および調整を図るため、滋賀県水位低下連絡調整会議（以下「会議」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議の設置および廃止）

第2条 会議は次の場合に設置する。

（1）琵琶湖水位が B.S.L. - 65cm に達し、なお水位が低下するおそれがあり、議長が必要と認めたとき

（2）その他議長が必要と認めたとき

2 会議は、水位低下による被害が発生するおそれがおおむね解消したと議長が認めたとき、または、滋賀県水位低下警戒本部が設置されたときに廃止する。

（所掌事務）

第3条 会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

（1）水位低下に係る関係機関との連絡調整

（2）その他必要な事項

（構成）

第4条 会議の構成員は、次に掲げるとおりとする。

（1）議長

（2）委員

2 議長は、土木交通部長の職にある者をもって充てる。

3 議長に事故あるときは、土木交通部次長の職にある者がその職務を代行する。

4 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

（構成員の職務）

第5条 議長は、会議の事務を統括する。

2 委員は、会議の事務の遂行に参画する。

（事務局）

第6条 第3条に規定する事務を遂行するため、土木交通部流域政策局広域河川政策室内に事務局を置く。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、議長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。

別表第 1 (第 4 条関係)

所属	委員
知事公室	秘書課長 広報課長 防災危機管理局副局長
総合企画部	企画調整課長
総務部	人事課長 市町振興課長 びわこボートレース局長
文化スポーツ部	文化芸術振興課長 文化財保護課長 スポーツ課長
琵琶湖環境部	環境政策課長 琵琶湖保全再生課長 循環社会推進課長 下水道課長 森林政策課長 自然環境保全課長
健康医療福祉部	健康福祉政策課長 生活衛生課長
子ども若者部	子ども若者政策・私学振興課長
商工観光労働部	商工政策課長 産業立地課長 観光振興局副局長
農政水産部	農政課長 みらいの農業振興課長 水産課長 耕地課長
土木交通部	監理課長 交通戦略課長 道路保全課長 都市計画課長 流域政策局長 広域河川政策室長 河川・港湾室長 水源地域対策室長
企業庁	経営課長
教育委員会	教育総務課長 幼小中教育課長

## 滋賀県水位低下警戒本部設置要綱（案）

（趣旨）

第1条 琵琶湖水位の低下について、総合的かつ一元的に連絡および調整を図るため、滋賀県水位低下警戒本部（以下「警戒本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（警戒本部の設置および廃止）

第2条 警戒本部は次の場合に設置する。

（1）琵琶湖水位が B.S.L. - 75cm に達し、なお水位が低下するおそれがあり、本部長が必要と認めたとき

（2）その他本部長が認めたとき

2 警戒本部は、水位低下による被害が発生するおそれがおおむね解消したと本部長が認めたとき、または、滋賀県渇水対策本部を設置したときに廃止する。

（所掌事務）

第3条 警戒本部の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

（1）水位低下による影響等の調査

（2）水位低下に係る関係機関との連絡調整

（3）その他必要な事項

（構成）

第4条 警戒本部の構成員は、次に掲げるとおりとする。

（1）本部長

（2）副本部長

（3）本部員

（4）幹事

2 本部長は、土木交通部を担任する副知事をもって充てる。

3 副本部長は、土木交通部長の職にある者をもって充てる。

4 本部員および幹事は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

（構成員の職務）

第5条 本部長は、警戒本部の事務を統括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 本部員は、警戒本部の事務の遂行に参画する。

4 幹事は、本部員を補佐する。

（本部員会議）

第6条 警戒本部に本部員会議を置く。

2 本部員会議は、本部長が招集し、主宰する。ただし、緊急を要する場合その

他必要があると認める場合にあっては、本部長の命を受け、副本部長または本部長が指名する者が主宰することができる。

3 本部員会議は、本部長、副本部長、本部員で構成し、第3条に規定する事務について審議決定する。

4 本部員会議は、必要に応じて各部局長、その他関係する機関の者を会議に招集することができる。

(事務局)

第7条 第3条に規定する事務を遂行するため、土木交通部流域政策局広域河川政策室内に事務局を置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、警戒本部に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

本部員	幹事
知事公室次長	秘書課長 広報課長 防災危機管理局副局長
総合企画部次長	企画調整課長
総務部次長	人事課長 市町振興課長 びわこボートレース局長
文化スポーツ部次長	文化芸術振興課長 文化財保護課長 スポーツ課長
琵琶湖環境部次長	環境政策課長 琵琶湖保全再生課長 循環社会推進課長 下水道課長 森林政策課長 自然環境保全課長
健康医療福祉部次長	健康福祉政策課長 生活衛生課長
子ども若者部次長	子ども若者政策・私学振興課長
商工観光労働部次長	商工政策課長 産業立地課長 観光振興局副局長
農政水産部次長	農政課長 みらいの農業振興課長 水産課長 耕地課長
土木交通部次長	監理課長 交通戦略課長 道路保全課長 都市計画課長 流域政策局長 広域河川政策室長 河川・港湾室長 水源地域対策室長
企業庁次長	経営課長
教育次長	教育総務課長 幼小中教育課長

## 滋賀県渇水対策本部設置要綱（案）

（趣旨）

第1条 県下における渇水に対し、総合的かつ一元的な対策を図るため、滋賀県渇水対策本部（以下「対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（対策本部の設置および廃止）

第2条 対策本部は次の場合に設置する。

- （1）琵琶湖・淀川渇水対策会議において取水制限の取組が申合わされ、本部長が必要と認めたとき
- （2）その他本部長が認めたとき

2 対策本部は、渇水による被害が発生するおそれがおおむね解消したと本部長が認めたときに廃止する。

（所掌事務）

第3条 対策本部の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- （1）渇水対策の総括および調整
- （2）渇水による影響等の調査および対策
- （3）渇水に係る関係機関との連絡調整
- （4）その他必要な事項

（構成）

第4条 対策本部の構成員は、次に掲げるとおりとする。

- （1）本部長
- （2）副本部長
- （3）本部員
- （4）幹事

2 本部長は、知事をもって充てる。

3 副本部長は、副知事をもって充てる。

3 本部員および幹事は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

（構成員の職務）

第5条 本部長は、本部の事務を統括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 前項に規定する本部長の職務の代理の順序は、土木交通部を担当する副知事をもって充てる副本部長を第1順序とする。

4 本部員は、対策本部の事務の遂行に参画する。

5 幹事は、本部員を補佐する。



(本部員会議)

第6条 対策本部に本部員会議を置く。

2 本部員会議は、本部長が招集し、主宰する。ただし、緊急を要する場合その他必要があると認める場合にあつては、本部長の命を受け、副本部長または本部長が指名する者が主宰することができる。

3 本部員会議は、本部長、副本部長、本部員で構成し、第3条に規定する事務について審議決定する。

4 本部員会議は、必要に応じて各部局長、その他関係する機関の者を会議に招集することができる。

(部会)

第7条 本部長が必要と認めるときは、対策本部に部会を設置することができる。

2 部会の設置、運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

(事務局)

第8条 第3条に規定する事務を遂行するため、土木交通部流域政策局広域河川政策室内に事務局を置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、対策本部に必要な事項は、本部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

本部長	幹事
知事公室長	秘書課長 広報課長
防災危機管理監	防災危機管理局副局長
総合企画部長	企画調整課長
総務部長	人事課長 市町振興課長 びわこボートレース局長
文化スポーツ部長	文化芸術振興課長 文化財保護課長 スポーツ課長
琵琶湖環境部長	環境政策課長 琵琶湖保全再生課長 循環社会推進課長 下水道課長 森林政策課長 自然環境保全課長
健康医療福祉部長	健康福祉政策課長 生活衛生課長
子ども若者部長	子ども若者政策・私学振興課長
商工観光労働部長	商工政策課長 産業立地課長 観光振興局副局長
農政水産部長	農政課長 みらいの農業振興課長 水産課長 耕地課長
土木交通部長	監理課長 交通戦略課長 道路保全課長 都市計画課長 流域政策局長 広域河川政策室長 河川・港湾室長 水源地域対策室長
東京本部長	東京本部副本部長
企業庁長	経営課長
議会事務局長	総務課長
教育長	教育総務課長 幼小中教育課長
警察本部長	会計課長

(仮)滋賀県渇水対応タイムライン(案)(令和6年〇月版)

R6.5.16-2版(ver.15)

琵琶湖水位と状況	制限と目安日数	滋賀県の体制	淀川水系(琵琶湖・淀川渇水対策会議)渇水対応タイムライン(令和3年4月版)				
			河川管理者 (国・府・県等)	自治体 (府・県・市町村)	利水者 (土地改良区・水道企業団・水道局等)	一般家庭・事業者等	
▽-60cm程度 渇水発生前			適正な河川管理	適正な施設管理		節水	
			◆適正な利水補給、河川環境の確認 ◆琵琶湖岸で水草刈取り	◆庁舎等の水回りの整備・点検	◆取水・送配水施設の整備・点検	◆節水の取り組み 風呂(残り湯を洗濯などに利用) 洗濯(ためすぎ) 歯磨き(こまめに蛇口を閉める) 洗車(雨水の利用等) トイレ(水を何度も流さない) (大・小レバーの使い分け) 節水コマの活用等	
			◆気象情報、琵琶湖水位、ダム貯水率等の確認	◆気象情報、琵琶湖水位、ダム貯水率等の確認	◆気象情報、琵琶湖水位、ダム貯水率等の確認 ◆自治体情報の確認		
◆琵琶湖・ダムの水源情報の発信	◆取水広報、節水呼びかけ等	◆自主節水、節水要請等の検討					
▽-90cm程度 水位が低下傾向にあり、水利用を自主的に制限している状況	自主的な制限(15日程度)	◆65cm 水位低下連絡調整会議の設置 ・関係機関との調整、など  ◆75cm 水位低下警戒本部の設置 ・影響調査 ・関係機関との調整、など	◆気象情報、琵琶湖水位、ダム貯水率等の確認 ◆被害情報の収集、対策の調整 ◆渇水対策体制の確立 ◆渇水対策本部等の設置(適宜) ◆渇水対策会議・利水代表者会議・利水者連絡会議の開催・参加(適宜)および関係機関との情報連絡	◆気象情報、琵琶湖水位、ダム貯水率等の確認 ◆被害情報の収集 ◆渇水対策本部等の設置(適宜) ◆渇水対策会議・利水代表者会議・利水者連絡会議の参加(適宜)および関係機関との情報連絡	◆気象情報、琵琶湖水位、ダム貯水率等の確認 ◆渇水対策本部等の設置(適宜) ◆渇水対策会議・利水代表者会議・利水者連絡会議の参加(適宜)および関係機関との情報連絡 ◆自治体情報の確認	◆自治体情報の確認 ◆一般家庭・事業所での節水推進	
			◆適正な利水補給、河川環境の確認 ◆琵琶湖岸・湖辺で清掃、水草刈取り	◆節水広報、節水呼びかけ等 ◆節水キャンペーン	◆水道用水等使用者に対する節水要請、節水広報 ◆自主節水強化の検討 ◆受水市町等への協力要請(水道用水供給)		
			◆琵琶湖・ダムの水源情報の発信 ◆節水キャンペーン	◆節水広報、節水呼びかけ等 ◆節水キャンペーン	◆水道用水等使用者に対する節水要請、節水広報 ◆自主節水強化の検討 ◆受水市町等への協力要請(水道用水供給)		
▽-110cm程度 水位の低下が進行し段階的に水利用の制限を強化している状況	取水制限(20日程度)	◆90cm程度 渇水対策本部の設置 ・取水制限への対応 ・影響調査 ・関係機関との調整、など	◆気象情報、琵琶湖水位、ダム貯水率等の確認 ◆被害情報の収集、対策の調整 ◆渇水対策本部等の設置(適宜) ◆渇水対策会議・利水代表者会議・利水者連絡会議の開催・参加(適宜)および関係機関との情報連絡	◆気象情報、琵琶湖水位、ダム貯水率等の確認 ◆被害情報の収集 ◆渇水対策本部等の設置(適宜) ◆渇水対策会議・利水代表者会議・利水者連絡会議の参加(適宜)および関係機関との情報連絡	◆気象情報、琵琶湖水位、ダム貯水率等の確認 ◆渇水対策本部等の設置(適宜) ◆渇水対策会議・利水代表者会議・利水者連絡会議の参加(適宜)および関係機関との情報連絡 ◆自治体情報の確認 ◆水道用水等使用者への節水啓発、衛生管理の強化 ◆浄水場での配水減圧 ◆受水市町等への協力要請、受水制限(水道用水供給) ◆官公庁、大口需用者への節水要請の強化(バルブ制限等) ◆農業用水、工業用水使用者への節水依頼、バルブ調節、ゲート調整、ポンプ運転制限 ◆工業用水の回収率向上・再生水活用 ◆自己水源等の活用 ◆減圧給水・計画断水等の検討	◆自治体情報の確認 ◆雨水の利用 ◆再生水の利用 ◆一般家庭・事業所での節水強化	
			◆適正な利水補給、河川環境の確認	◆庁舎等における節水 ◆利水者への状況説明 ◆営農・農業用水相談窓口の設置、被害防止技術等の周知	◆節水強化の依頼 ◆水融通、用途転用の検討 ◆計画断水見込みの周知 ◆応急給水の依頼・要請		◆節水強化の要請、減圧給水実施、取水ゲート制限強化 ◆農業用水 番水実施 ◆計画断水見込みの通知 ◆応急給水の実施
			◆琵琶湖・ダムの水源情報の発信 ◆節水キャンペーン	◆渇水情報の提供、節水呼びかけ等の強化 ◆節水キャンペーン	◆節水強化の依頼 ◆水融通、用途転用の検討 ◆計画断水見込みの周知 ◆応急給水の依頼・要請		◆節水強化の要請、減圧給水実施、取水ゲート制限強化 ◆農業用水 番水実施 ◆計画断水見込みの通知 ◆応急給水の実施
▽-130cm程度		◆渇水対策本部に部会を設置(適宜)	◆利用低水位以下に関する協議・調整	◆節水強化の依頼 ◆水融通、用途転用の検討 ◆計画断水見込みの周知 ◆応急給水の依頼・要請	◆節水強化の要請、減圧給水実施、取水ゲート制限強化 ◆農業用水 番水実施 ◆計画断水見込みの通知 ◆応急給水の実施	◆自治体情報の確認 ◆最低限の水利用 ◆営業時間短縮	
			◆琵琶湖・ダムの水源情報の発信	◆節水情報の提供、節水呼びかけ等の強化 ◆節水キャンペーン	◆節水強化の要請、減圧給水実施、取水ゲート制限強化 ◆農業用水 番水実施 ◆計画断水見込みの通知 ◆応急給水の実施		
▽-150cm	異常渇水期	◆40日程度(取水制限)	◆気象情報、琵琶湖水位、ダム貯水率等の確認 ◆被害情報の収集、対策の調整 ◆渇水対策本部等の設置(適宜) ◆渇水対策会議・利水代表者会議・利水者連絡会議の開催・参加(適宜)および関係機関との情報連絡 ◆適正な利水補給、河川環境の確認 ◆利用低水位以下に関する協議・調整	◆気象情報、琵琶湖水位、ダム貯水率等の確認 ◆被害情報の収集 ◆渇水対策本部等の設置(適宜) ◆渇水対策会議・利水代表者会議・利水者連絡会議の参加(適宜)および関係機関との情報連絡 ◆水融通の調整 ◆緊急給水 ◆疎開計画の立案・調整	◆気象情報、琵琶湖水位、ダム貯水率等の確認 ◆渇水対策本部等の設置(適宜) ◆渇水対策会議・利水代表者会議・利水者連絡会議の参加(適宜)および関係機関との情報連絡 ◆自治体情報の確認頻度の強化 ◆給水制限の強化 ◆利水者間での水融通 ◆計画断水の通知 ◆水源の用途転用 ◆給水車の出動 ◆工業用水 再生水の緊急利用	◆自治体情報の確認頻度の強化 ◆最低限の水利用 ◆営業時間短縮	
			◆琵琶湖・ダムの水源情報の発信	◆計画断水情報の周知 ◆節水呼びかけ等の強化	◆緊急給水 ◆疎開計画の立案・調整		

※このタイムラインは国土交通省の「淀川水系(琵琶湖・淀川渇水対策会議)渇水対応タイムライン(令和3年4月版)」に滋賀県の渇水体制を加筆したものであり、注意事項もそれに準じています。  
 ※このタイムラインは過去の実績などから想定した、おおよその目安であり、実際の渇水調整や具体的な対応は渇水状況等を踏まえて琵琶湖・淀川渇水対策会議や滋賀県渇水対策本部等で決定されます。

淀川水系(琵琶湖・淀川渇水対策会議)渇水対応タイムライン (令和3年4月版)

琵琶湖水位と状況	制限と目安日数	河川管理者 (国・府・県等)	自治体 (府・県・市町村)	利水者 (土地改良区・水道企業団・水道局等)	一般家庭・事業者等
		適正な河川管理	適正な施設管理	節水	
▽-0.6m程度	渇水発生前	◆適正な利水補給、河川環境の確認 ◆琵琶湖岸で水草刈取り	◆庁舎等の水回りの整備・点検	◆取水・送配水施設の整備・点検	◆節水の取り組み ・風呂(残り湯を洗濯などに利用) ・洗濯(ためすぎ) ・歯磨き(こまめに蛇口を閉める) ・洗車(雨水の利用等) ・トイレ(水を何度も流さない) (大・小レバーの使い分け) ・節水コマの活用等
		◆気象情報、琵琶湖水位、ダム貯水率等の確認	◆気象情報、琵琶湖水位、ダム貯水率等の確認	◆気象情報、琵琶湖水位、ダム貯水率等の確認 ◆自治体情報の確認	
		◆琵琶湖・ダムの水源情報の発信	◆節水広報、節水呼びかけ等	◆自主節水、節水要請等の検討	
水位が低下傾向にあり、水利利用を自主的に制限している状況	自主節水期 (15日程度)	◆気象情報、琵琶湖水位、ダム貯水率等の確認 ◆被害情報の収集、対策の調整 ◆渇水対策体制の確立 ◆渇水対策本部等の設置(適宜) ◆渇水対策会議・利水代表者会議・利水者連絡会議の開催・参加(適宜)および関係機関との情報連絡	◆気象情報、琵琶湖水位、ダム貯水率等の確認 ◆被害情報の収集 ◆渇水対策本部等の設置(適宜) ◆水位低下連絡調整会議の開催 ◆渇水対策会議・利水代表者会議・利水者連絡会議の参加(適宜)および関係機関との情報連絡	◆気象情報、琵琶湖水位、ダム貯水率等の確認 ◆渇水対策本部等の設置(適宜) ◆渇水対策会議・利水代表者会議・利水者連絡会議の参加(適宜)および関係機関との情報連絡 ◆自治体情報の確認	◆自治体情報の確認 ◆一般家庭・事業所での節水推進
		適正な河川管理			
		◆適正な利水補給、河川環境の確認 ◆琵琶湖岸・湖辺で清掃、水草刈取り	◆節水広報、節水呼びかけ等 ◆節水キャンペーン	◆水道用水等使用者に対する節水要請、節水広報 ◆自主節水強化の検討 ◆受水市町等への協力要請(水道用水供給)	◆対策実施
		◆琵琶湖・ダムの水源情報の発信 ◆節水キャンペーン			
▽-0.9m程度		情報収集、渇水対策の推進	情報収集、渇水対策の推進	情報収集、渇水対策の推進	情報収集、渇水対策の推進
水位の低下が進行し、段階的に水利利用の制限を強化している状況	取水制限 (20日程度)	◆気象情報、琵琶湖水位、ダム貯水率等の確認 ◆被害情報の収集、対策の調整 ◆渇水対策本部等の設置(適宜) ◆渇水対策会議・利水代表者会議・利水者連絡会議の開催・参加(適宜)および関係機関との情報連絡	◆気象情報、琵琶湖水位、ダム貯水率等の確認 ◆被害情報の収集 ◆渇水対策本部等の設置(適宜) ◆水位低下連絡調整会議の開催・参加(適宜)および関係機関との情報連絡	◆気象情報、琵琶湖水位、ダム貯水率等の確認 ◆渇水対策本部等の設置(適宜) ◆渇水対策会議・利水代表者会議・利水者連絡会議の参加(適宜)および関係機関との情報連絡 ◆自治体情報の確認 ◆水道用水等使用者への節水啓発、衛生管理の強化 ◆浄水場での配水減圧 ◆受水市町等への協力要請、受水制限(水道用水供給) ◆官公庁、大口需用者への節水要請の強化(バルブ制限等) ◆農業用水、工業用水使用者への節水依頼、バルブ調節、ゲート調整、ポンプ運転制限 ◆工業用水の回収率向上・再生水活用 ◆自己水源等の活用 ◆減圧給水・計画断水等の検討	◆自治体情報の確認 ◆雨水の利用 ◆再生水の利用 ◆一般家庭・事業所での節水強化
		適正な河川管理	◆庁舎等における節水 ◆利水者への状況説明 ◆営農・農業用水相談窓口の設置、被害防止技術等の周知		
		◆適正な利水補給、河川環境の確認	◆情報発信、啓発	◆節水情報の提供、節水呼びかけ等の強化 ◆節水キャンペーン	
		◆琵琶湖・ダムの水源情報の発信 ◆節水キャンペーン			
▽-1.1m程度		渇水対策のさらなる推進	渇水対策のさらなる推進	渇水対策のさらなる推進	渇水対策のさらなる推進
▽-1.3m程度	異常渇水期	◆利用低水位以下に関する協議・調整	◆節水強化の依頼 ◆水融通、用途間転用の検討 ◆計画断水見込みの周知 ◆応急給水の依頼・要請	◆節水強化の要請、減圧給水実施、取水ゲート制限強化 ◆農業用水 番水実施 ◆計画断水見込みの通知 ◆応急給水の実施	
		◆気象情報、琵琶湖水位、ダム貯水率等の確認 ◆被害情報の収集、対策の調整 ◆渇水対策本部等の設置(適宜) ◆渇水対策会議・利水代表者会議・利水者連絡会議の開催・参加(適宜)および関係機関との情報連絡 ◆適正な利水補給、河川環境の確認 ◆利用低水位以下に関する協議・調整	◆気象情報、琵琶湖水位、ダム貯水率等の確認 ◆被害情報の収集 ◆渇水対策本部等の設置(適宜) ◆渇水対策会議・利水代表者会議・利水者連絡会議の参加(適宜)および関係機関との情報連絡 ◆水融通の調整 ◆緊急給水 ◆疎開計画の立案・調整	◆気象情報、琵琶湖水位、ダム貯水率等の確認 ◆渇水対策本部等の設置(適宜) ◆渇水対策会議・利水代表者会議・利水者連絡会議の参加(適宜)および関係機関との情報連絡 ◆自治体情報の確認頻度の強化 ◆給水制限の強化 ◆利水者間での水融通 ◆計画断水の通知 ◆水源の用途間転用 ◆給水車の出動 ◆工業用水 再生水の緊急利用	◆自治体情報の確認頻度の強化 ◆最低限の水利用 ◆営業時間短縮
▽-1.5m		◆琵琶湖・ダムの水源情報の発信	◆計画断水情報の周知 ◆節水呼びかけ等の強化		

※このタイムラインは、渇水被害を最小限にとどめるため、各関係機関や住民・事業者等が「琵琶湖水位」の状況に応じて行う行動計画(渇水対策の項目とその時期)について、おおよその目安として示したものです。実際の渇水調整や具体的な対応は、淀川水系の各支川・ダムの渇水状況等も考慮して琵琶湖・淀川渇水対策会議等で決定されます。

※このタイムラインでは、琵琶湖水位の低下が進行する状況(渇水シナリオ)を設定しており、「渇水の期間」は、既往渇水時(平成6年)の状況をベースに、既往渇水時で水位回復につながった大雨が発生しない場合を想定して算定したおおよその目安です。

※このタイムラインは、琵琶湖・淀川渇水対策会議に基づく関係機関で共有し作成したものです。